

就学援助における「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を可能にする請願

長野市議会議長
小林 義直 様

請願者 ボランティアグループ

かがやき 21

代表

住所

紹介議員

田中 清隆 中野清史
豊川義夫 ひづる義正
三井経之

【請願趣旨】

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護費を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの費用の一部を市町村が支給する制度です。このうち、生活保護を受給する要保護者への就学援助については、国がその2分の1を補助し、要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者への就学援助は市町村単独事業となっています。

今般、文部科学省は、その「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」を、平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童生徒の「新入学児童生徒学用品費」の単価を従来のほぼ倍額（小学校：20,470円→40,600円、中学校：23,550円→47,400円）に引き上げました。

長野市では、経済的にお困りのご家庭のために、準要保護の認定基準に従い、学用品費や給食費等の援助を行っていますが、受けられる援助費のうち、ランドセルなどの新入学児童生徒学用品費は、1年生のみ対象で支給時期は8月となっております。

平成28年12月の市議会経済文教委員会の委員長報告においては、中学校1年生の新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、調査研究するよう要望がありました。

準要保護児童生徒に対する「新入学児童生徒学用品費」について、今後、その単価の変更及び入学前からの支給を早急に実施できるよう、準備を進めることが重要と考えます。

輝く未来の子どもたちに豊かな教育環境の提供が求められており、入学前に支給する必要があります。

【請願項目】

- (1) 準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、確実に準備を進めること。
- (2) 準要保護の認定基準は現行を維持すること。